

国営讃岐まんのう公園特定運営事業 要求水準書（案）

令和7年11月

国土交通省四国地方整備局

目次

用語の説明	1
第 1. 総則	2
1. 本要求水準書の意義	2
2. 本公園の概要	2
3. 本事業の範囲	2
4. 本事業全般に関する要求水準	4
5. 要求水準の変更	5
第 2. 運営準備業務	7
1. 目的	7
2. 業務区分	7
3. 各業務の要求水準	7
第 3. マネジメント業務	12
1. 目的	12
2. 業務区分	12
3. 各業務の要求水準	12
第 4. 企画運営業務	18
1. 目的	18
2. 業務区分	18
3. 各業務の要求水準	18
第 5. 維持点検業務	23
1. 目的	23
2. 業務区分	23
3. 各業務の要求水準	23
第 6. 更新修繕業務	28
1. 目的	28
2. 業務区分	28
3. 各業務の要求水準	28
第 7. 植物管理業務	30
1. 目的	30
2. 業務区分	30
3. 各業務に共通の実施条件	30
4. 各業務の要求水準	30
第 8. 利用サービス提供	35
1. 目的	35
2. サービス区分	35
3. 各サービスに共通の実施条件	35
4. 各サービスの要求水準	36
第 9. イベントの企画運営及び誘致	40

1. 目的.....	40
2. サービス区分.....	40
3. 各サービスの要求水準.....	40

別紙1	遵守すべき法令等
別紙2	統括責任者及び業務責任者の要件
別紙3	管理動物一覧
別紙4	建物一覧
別紙5	建設設備一覧
別紙6	遊具一覧
別紙7	電気設備一覧
別紙8	汚水・排水施設一覧
別紙9	給水設備一覧
別紙10	水景施設等一覧
別紙11	循環ポンプ一覧
別紙12	定期清掃対象施設一覧
別紙13	計画更新修繕対象施設の一覧及び計画更新修繕の実施方法
別紙14	修繕実績
別紙15	芝生管理区域図
別紙16	中低木管理区域図
別紙17	高木管理区域図
別紙18	林地管理区域図
別紙19	草地管理区域図
別紙20	草花管理区域図（花壇管理、花畑管理、草花管理）

用語の説明

用語	説明
自主イベント	運営権者が開催するイベント。
重大事故	以下のいずれかに該当する事故。 ①公園管理若しくは公園施設に起因するか又はそのおそれのある事故。 ②30 日以上の治療を要する重傷者若しくは死者が発生するか又はそのおそれのある事故。
主催イベント	四国地方整備局がサービス対価を支払い開催するイベント。
持込イベント	運営権者以外の第三者が開催するイベント。
利用プログラム	四国地方整備局がサービス対価を支払う体験・コンテスト・展示・講習会等のプログラム。

第1. 総則

1. 本要求水準書の意義

本要求水準書は、四国地方整備局が、本事業の実施にあたり、運営権者に履行を求めるサービスの最低限の水準を示すことを目的としており、本事業に関して提案を行うに当たっての具体的な指針となるものである。

本要求水準書に、具体的に実施方法を規定している場合を除き、運営権者は、本要求水準書の水準を達成するための方法や手段等について、自由に提案することができる。なお、四国地方整備局と運営権者が協議して確定した事業計画書の記載内容が、本要求水準書の水準を上回る場合は、事業計画書の記載内容を要求水準として適用する。

本事業は、マネジメントビジョン 2050 の実現に向けて、四国地方整備局と運営権者がパートナーシップにより、本公園の価値を最大限に発揮させることを目指していることから、本要求水準書は性能規定を基本とし、運営権者には創意工夫、技術力や資金調達能力等を最大限発揮することを求めることとする。

また、四国地方整備局は、実施契約に基づきモニタリングを行い、運営権者による要求水準の達成状況を確認する。

2. 本公園の概要

(1) 名称

国営讃岐まんのう公園

(2) 種類

都市公園

(3) 所在地

香川県仲多度郡まんのう町

(4) 敷地面積

約 350ha

3. 本事業の範囲

(1) 運営準備業務

- 譲渡対象物品の譲受け
- 運営維持管理業務受託者からの資産の譲受け
- 運営維持管理業務受託者からの業務引継ぎ
- 開園日及び開園時間の設定
- 入園料金及び駐車料金の設定
- イベント利用規則の策定
- 園内の制限行為の策定
- その他各業務の実施に係る準備

(2) マネジメント業務

- 入園料及び駐車料の徴収
- 入園者数の集計業務
- 安全管理業務
- 駐車場の管理運営業務
- 国有施設リストの整理業務
- 四国地方整備局が実施する事業への協力等
- 公園協議会（仮）への参加
- 次期事業等への本事業の引継ぎ

(3) 企画運営業務

- 主催イベント等企画運営業務
- 広報業務
- 利用指導業務
- 利用受付業務
- 園内巡視業務
- 公園ボランティア活動支援業務
- 動物管理業務

(4) 維持点検業務

- 建物維持点検業務
- 建物設備維持点検業務
- 園路広場維持点検業務
- 遊具維持点検業務
- 電気設備維持点検業務
- 汚水・排水施設維持点検業務
- 給水設備維持点検業務
- 水景施設維持点検業務
- その他設備維持点検業務
- 清掃業務

(5) 更新修繕業務

- 計画更新修繕業務
- 小規模更新修繕業務

(6) 植物管理業務

- 芝生管理業務
- 中低木管理業務
- 高木管理業務
- 林地管理業務

- 草地管理業務
- 花壇管理業務
- 花畑管理業務
- 草花管理業務
- 特殊管理業務

(7) 利用サービス提供

- 園内移動サービス
- 飲食サービス
- 物販サービス
- 宿泊サービス
- アクティビティサービス
- その他附帯的サービス

(8) イベントの企画運営及び誘致

- イベントの企画・運営（自主イベント）
- イベントの誘致・受付（持込イベント）

4. 本事業全般に関する要求水準

(1) 法令等の遵守

運営権者は、別紙 1 に示す法令等を遵守すること。

(2) 実施体制の構築

運営権者は、以下に定める実施体制を構築すること。

ア ガバナンス体制の構築

- ・ 運営権者は、コンソーシアム構成員の統制を含めて、本事業に関する適切かつ迅速な意思決定を行うことのできるガバナンス体制を構築すること。

イ 統括責任者及び業務責任者の配置

- ・ 運営権者は、別紙 2 を満たす統括責任者及び業務責任者を配置すること。なお、統括責任者及び各業務責任者は、兼務することができる。
- ・ 運営権者は、本公園の開園時間中、マネジメント業務責任者又はマネジメント業務責任者と同等の能力と権限がある者として四国地方整備局に届け出た者のうち少なくとも 1 名以上の者を、事故等の緊急事態に迅速に対応できるように勤務させなければならない。

ウ 職員の配置

- ・ 運営権者又は再委託先において、以下の職員を配置すること。
 - 1 級造園施工管理技士

- 防火管理者（甲種又は乙種）
- 衛生管理者（第一種若しくは第二種）
- 看護師又は普通救命講習修了者
- 公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士
又は公園施設点検技士

エ 事業者登録

- ・ 運営権者又は再委託先において、第一種動物取扱業の事業者登録を行うこと。

(3) 秘密の保持等

- ・ 運営権者は、本事業を実施する上で知り得た秘密を、第三者に開示してはならず、本事業を実施する目的以外で使用してはならない。
- ・ 運営権者は、個人情報の取扱いにあたり、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。
- ・ 運営権者は、情報漏洩等の事案が発生したとき、又は、発生するおそれがあるときは、速やかに四国地方整備局に報告し、四国地方整備局の指示に従うこと。

(4) 情報公開

運営権者は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、情報開示等が必要となったときは、四国地方整備局の指示に従い、情報開示を行うこと。

(5) 光熱水費の負担

運営権者は、原則として、供給事業者と電気・上下水道・ガス・燃料等の使用及び調達に係る契約を自ら締結し、本公園において発生する光熱水費を負担すること。

但し、四国地方整備局が別途実施する更新修繕等に伴う光熱水費が発生した場合は、当該光熱水費を合理的な方法により算定した上で、四国地方整備局に支払を求めることができる。

(6) 土地使用料等の負担

運営権者は、四国地方整備局から設置管理許可及び占用許可を受けた場合は、実施契約に定める土地及び建物に関する使用料を四国地方整備局に支払うこと。

5. 要求水準の変更

事業期間中、四国地方整備局及び運営権者は、以下の手続きにより、要求水準の変更を行うことができる。

(1) 変更の発議

ア 四国地方整備局による変更の発議

四国地方整備局は、以下の事由により、要求水準の変更を発議することができる。

- ・ 法令等の変更により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 不可抗力により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 緊急事態により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 四国地方整備局又は運営権者の更新修繕等により、公園施設の内容・数量等の変更が生じ、要求水準の変更が必要となったとき。
- ・ 物価変動等により、サービス対価が実施契約に定める所定の金額を上回ったとき。
- ・ その他、より効果的かつ効率的に本事業を実施するために、要求水準の変更が必要なとき。

イ 運営権者による要求水準の変更の発議

運営権者は、以下の事由により、要求水準の変更を発議することができる。

- ・ 法令等の変更により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 不可抗力により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 緊急事態により、要求水準の変更が必要なとき。
- ・ 国有施設の契約不適合に起因して、運営権者が要求水準を充足するために増加費用が生じるとき。
- ・ 四国地方整備局又は運営権者の更新修繕等により、公園施設の内容・数量等の変更が生じ、要求水準の変更が必要となったとき。
- ・ その他、より効果的かつ効率的に本事業を実施するために、要求水準の変更が必要なとき。

(2) 変更の協議

変更の発議があった場合は、四国地方整備局及び運営権者は協議を行う。

なお、サービス対価の変更を伴う場合、運営権者は、四国地方整備局の求めに応じて、見積書を提示するものとする。

(3) 四国地方整備局による変更内容の通知

変更の協議を踏まえて、四国地方整備局は運営権者に対して、当該変更内容を通知する。

(4) 運営権者による合意又は非合意

運営権者は、変更内容の通知を受けた場合、当該変更内容に対する合意又は非合意を四国地方整備局に回答するものとする。

合意の場合、四国地方整備局及び運営権者は、当該合意内容に従い、要求水準を変更するとともに、必要に応じて、サービス対価の変更等を行う。

非合意の場合、運営権者は四国地方整備局にその理由を説明するものとし、四国地方整備局及び運営権者は、必要に応じて再度、変更の協議を行うことができる。

第2. 運営準備業務

1. 目的

運営準備期間において、四国地方整備局との緊密な連携の下、本事業を円滑に運営するために必要な運営準備を行う。

2. 業務区分

運営権者は、運営準備業務として、以下の業務を行う。

- (1) 譲渡対象物品の譲受け
- (2) 運営維持管理業務受託者からの資産の譲受け
- (3) 運営維持管理業務受託者からの業務引継ぎ
- (4) 開園日及び開園時間の設定
- (5) 入園料金及び駐車料金の設定
- (6) イベント利用規則の策定
- (7) 園内の制限行為の策定
- (8) その他各業務の実施に係る準備

3. 各業務の要求水準

(1) 貸与物品の借受

運営権者は、四国地方整備局から本公園の用に供している既存の貸与物品を借り受けること。なお、貸与物品の詳細は、実施契約において定める。

(2) 運営維持管理業務受託者からの資産の譲受

運営権者は、運営維持管理業務受託者と協議を行い、運営維持管理業務受託者の保有する資産を譲り受けることができる。

運営権者が譲り受けない資産については、原則として、運営維持管理業務受託者が処分するため、運営権者は、四国地方整備局との連携の下、当該処分の完了について確認すること。

(3) 運営維持管理業務受託者からの業務引継ぎ

運営権者は、四国地方整備局の立会のもとで、運営維持管理業務受託者から以下の提出資料について説明を受けるとともに、必要な確認を行い、業務を引き継ぐこと。なお、運営権者は、業務引継ぎに伴い、四国地方整備局から準備室を借り、使用することができる。

項目	提出書類の内容
運営・利用者サービス	年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等
施設・設備維持管理	施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、建物や関連設備の鍵の場所、施設・設備の使用及び維持修繕を行う上において留意が必要な事項、清掃記録 等
動植物管理	芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
収益施設運営	運営に必要な物品等の引継ぎ、その他運営上の課題事項 等
広報宣伝	マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法、ホームページに係る全てのデータ、ドメイン及びシステム管理方法 等
イベント	主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
協働活動者、関係機関との連携	ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティアと連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
四国地方整備局への提出資料	設置管理許可、占用許可及び行為の許可に係る申請及び許可の記録 等
その他	救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録、遺失物の届出、通常実施すべき業務において完了していない事項 等、その他四国地方整備局が指示する資料

(4) 開園日及び開園時間の設定

運営権者は、運営権効力発生日の 90 日前までに、以下の設定条件の下で、本公園の開園日及び開園時間を設定し、四国地方整備局に届け出ること。

また、運営権者は、運営期間中において開園時間及び開園時間を変更する場合は、当該変更日の 90 日前までに、四国地方整備局に届け出ること。

ア 開園日及び開園時間の設定条件

- ・ 運営権者は、年間の総開園時間が 2,200 時間を下回らない限りにおいて、原

則として自らの裁量により、開園日及び開園時間を設定することができる。
ただし、多くの利用者が本公園を利用できるよう、休日（土曜日、日曜日、祝日）や利用者の多い時間帯は開園するように配慮するものとする。

- ・ 運営権者は、大規模な施設整備を行う場合や、不可抗力の発生等その他やむを得ない事由により、年間の総開園時間が 2,200 時間を下回る場合は、四国地方整備局の承認を得なければならない。
- ・ 運営権者は、宿泊者の入退園の時刻について、開園時間とは別に設定することができる。

(5) 入園料金及び駐車料金の設定

運営権者は、運営権効力発生日の 90 日前までに、以下の設定条件の下で、入園料金及び駐車料金を設定し、四国地方整備局に届け出ること。

また、運営権者は、運営期間中に入園料金及び駐車料金を変更する場合は、当該変更日の 90 日前までに、四国地方整備局に届け出ること。

ア 入園料金及び駐車料金の設定条件

- ・ 運営権者は、原則として運営権者の裁量により、入園料を徴収する有償エリア及び無料エリアを設定することができる。ただし、利用者にとって分かりやすい明瞭な設定とし、過度にエリアを細分化しないようにすること。
- ・ 運営権者は、公共サービスを提供する国営公園の性格を踏まえ、利用者の幅広い需要を妨げないことを前提として料金設定を行うこと。
- ・ 運営権者は、入園料金については、日常的な公園利用、シルバー・小人の利用に配慮することとし、一般利用よりも廉価な料金を四国地方整備局と協議の上で設定すること。
- ・ 運営権者は、障害者基本法（昭和 15 年法律第 84 号）に基づく障害者及び介助者等に対する入園料金及び駐車料金は、四国地方整備局の指示に従い設定すること。（原則、無償とする。）
- ・ 運営権者は、原則、属性（大人・シルバー・小人等）やシーズン（繁忙期・閑散期等）、曜日（平日・土日祝等）、イベント実施時、回数券・パスポート等、他施設・サービスとのセット券の料金区分を運営権者の裁量により設定することができる。ただし、利用者にとって分かりやすい明瞭な区分とすること。

イ 無料入園日の設定条件

- ・ 運営権者は、以下の開園日の入園料金を無料としなければならない。
 - まんのう町の日 : 4 月 1 日～6 月 30 日【期間中 1 日※ 1】
 - みどりの日 : 5 月 4 日【1 日※ 2】
 - かりんまつり : 10 月頃【期間中 1 日※ 1】
- ※ 1 : 具体の日付は、30 日前までに四国地方整備局が通知する。
※ 2 : 四国地方整備局と運営権者が協議の上で日付を変更することができる。

(6) イベント利用規則の策定

運営権者は、運営権効力発生日の 90 日前までに、以下の策定条件の下で、イベント利用規則の策定及びイベント手数料の設定を行い、四国地方整備局の承認を得ること。

また、運営権者は、運営期間中においてイベント利用規則を変更する場合は、当該変更日の 90 日前までに、四国地方整備局の承認を得ること。

運営権者は、イベント利用規則の策定においては、四国地方整備局と十分な協議を行い、国営公園に求められる公益性を担保すること。

ア イベント利用規則の策定条件

- ・ 運営権者は、持込イベント事業者に対して、持込イベントの実施に係る占用許可及び行為の許可の申請方法（申請フロー、申請様式等）を分かりやすく示すこと。
- ・ 運営権者は、複数の申請の開催場所や日時等が重複する場合における、公平かつ公正な調整の方法について明記すること。
- ・ 運営権者は、イベントの許可及び不許可の判断基準を明記すること。なお、以下に該当するイベントは不許可とすること。
 - 公序良俗に反するもの。
 - 暴力や性的な行為等を扱うもの。
 - 園内の施設や自然環境を損傷するおそれがあるもの。
 - 他の利用者や近隣住民に危険や著しい迷惑が及ぶおそれがあるもの。

イ イベント手数料の設定条件

- ・ 運営権者は、持込イベント事業者から、その活動機会を提供する対価として、イベント手数料を徴収することができるものとする。イベント手数料を設定する場合は、イベント利用規則にその料金体系を明記すること。
- ・ 運営権者は、公共サービスを提供する国営公園の性格を踏まえ、持込イベント事業者の幅広い活動機会を妨げないことを前提として、イベント手数料の料金体系を設定すること。
- ・ 運営権者は、ボランティア活動や地域の公益的なイベント等については、廉価なイベント手数料を設定するとともに、持続的な活動機会を提供するように配慮すること。

(7) 園内の制限行為の策定

運営権者は、運営権効力発生日の 90 日前までに、園内の制限行為を策定し、四国地方整備局の承認を得ること。園内の制限行為の策定にあたっては、都市公園法第 11 条及び同法施行令第 18 条に定められている行為のほか、以下の行為に関する取扱いについて、四国地方整備局と十分な協議を行うこと。

- 立入禁止区域
- 車両乗入れの可能区域

- 火気の使用（たき火や花火など）
- 喫煙可能区域
- ペットの同伴
- 持ち込み禁止物品
- 広告物の表示に関する制限（設置場所、種類、表示面積等の制限）

また、運営権者は、運営期間中において、制限行為を変更する場合は、当該変更日の90日前までに、四国地方整備局の承認を得ること。

(8) その他各業務の実施に係る準備

運営権者は、運営期間中の各業務の実施に関して必要な準備を行う。

第3. マネジメント業務

1. 目的

利用者に対して安全かつ適切なサービス提供を行うために、公園を円滑かつ効率的に運営するための総合的なマネジメントを行う。

2. 業務区分

運営権者は、マネジメント業務として、以下の業務を行う。

- (1) 入園料及び駐車料の徴収
- (2) 入園者数の集計業務
- (3) 安全管理業務
- (4) 駐車場の管理運営業務
- (5) 国有施設リストの整理業務
- (6) 四国地方整備局が実施する事業への協力等
- (7) 公園協議会（仮称）への参加
- (8) 次期事業等への本事業の引継ぎ

3. 各業務の要求水準

(1) 入園料及び駐車料の徴収

ア 業務内容

利用者から入園料及び駐車料を徴収する。

イ 管理水準

有償エリアについて、利用者が円滑に入園できるように料金徴収を行うこと。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、料金徴収にあたり現金決済を排除しないこと。
- ・ 運営権者は、本公園に勤務する職員、四国地方整備局が認めた視察等の公園関係者及び業務入園者（取材、工事、納品等の業務目的で入園する者）からは、料金徴収を行わないこと。対象者の範囲の詳細は、四国地方整備局の指示に従うこと。
- ・ 運営権者は、入園料金及び駐車料金を本公園のホームページに分かりやすく掲載するなど、利用者が来園前に把握できるように周知を行うこと。

(2) 入園者数の集計業務

ア 業務内容

本公園の入園者数を集計し、四国地方整備局に報告する。

イ 管理水準

本公園の利用実態を把握し、適切な運営の参考となるよう、入園者数を集計すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、計上漏れや重複計上が生じにくい方法を用いて、大人（15 才以上、64 才以下）、シルバー（65 才以上）、小人（中学生以下）に区分して、1 日単位で集計すること。
- ・ 運営権者は、毎月の集計結果を翌月 10 日までに四国地方整備局に報告すること。

(3) 安全管理業務

ア 業務内容

本公園の運営に関して必要な安全管理を行う。

イ 管理水準

利用者の安全な公園利用を確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 危機管理

- ・ 運営権者は、四国地方整備局が定める「国営讃岐まんのう公園BCPハンドブック」及び「南海トラフを震源とする巨大地震に対応した国営讃岐まんのう公園 業務継続計画」並びに自衛隊等と結んだ災害協定に基づき、災害や事故等の危機発生時における運営権者の役割、行動、体制等を取りまとめた「危機管理マニュアル」を作成し、四国地方整備局に提出し、承認を得ること。
- ・ 四国地方整備局が新たに危機発生時の対応計画等を定めた場合は、運営権者は、それに則った「危機管理マニュアル」を改めて作成し、四国地方整備局に提出し、承認を得ること。
- ・ 運営権者は、危機発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき、適切な措置・対応を行うこと。
- ・ 四国地方整備局が、防災訓練及び消防訓練等の参加・協力を要請したときは、運営権者は、当該要請に従い必要な訓練を行うこと。
- ・ 運営権者は、四国地方整備局と協力し、火災その他災害による物的及び人的被害を最小限にすることを目的に、防火管理者を選任し、消防計画を作成するものとする。
- ・ 運営権者は、自主的に、年 1 回以上の消防訓練を実施すること。

(イ) 緊急対応

- ・ 運営権者は、事故や異常等の緊急事態の発生に備え、四国地方整備局及び警察・消防等の関係機関への緊急連絡体制を構築すること。
- ・ 緊急事態が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、運営権者は、速やかに必要な措置を取り、緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡すると

ともに、以下の事項を、遅滞なく、四国地方整備局に報告すること。

- 事故発生日時
- 事故発生場所
- 事故発生の原因
- 事故の程度
- 人身事故の場合は、医師の診断結果
- 事故処理の概略
- 再発防止策等

(ウ) 救急対応

- ・ 運営権者は、園内の必要箇所に救急施設を配置し、そのうち主たる箇所において、開園中は看護師又は普通救命講習修了証の交付を受けた救急担当職員を配置すること。
- ・ 運営権者は、傷病者の発生等の救急事態に備え、継続的に研修訓練等を行い、救急対応能力の向上を図ること。
- ・ 運営権者は、救急事態が発生等した場合、適切な応急処置を講じるとともに、必要に応じて、救急車両による搬送手配等の適切な対応を行うこと。
- ・ 運営権者は、救急対応を行った際には、その内容を速やかに四国地方整備局に報告すること。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができるものとする。
- ・ 重大事故が発生した場合は、運営権者は、直ちに四国地方整備局に報告し、四国地方整備局の指示に従い対応すること。

(エ) 感染症対策

- ・ 運営権者は、ウイルスによる感染症のまん延等が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、まん延防止措置を講じること。

(オ) 閉園措置

- ・ 運営権者は、危機対応や緊急対応等のために、閉園措置を講ずる必要があると判断したときは、四国地方整備局の承認を得た上で、当該閉園措置を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、運営権者の判断により閉園措置を講ずることができる。
- ・ 運営権者は、四国地方整備局が、危機対応や緊急対応等のために、閉園措置を指示した場合、当該指示に従うこと。
- ・ 運営権者は、閉園措置や一部サービスの停止措置を行った場合は、再開前に巡視や点検等により安全を確認した上で、四国地方整備局に報告を行い、再開すること。

(カ) 車両持込及び開園時の安全確保

- ・ 運営権者は、利用者の安全と快適な利用の妨げにならないように、車両通

行規則を策定し、四国地方整備局の承認を得ること。

- ・ 運営権者は、開園中に管理作業を行う際は、利用者の安全や快適な利用に配慮して実施すること。また、必要に応じて、誘導員を配置するほか、作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、バリカー等により立入を制限するなど、利用者の安全を十分に確保すること。

(4) 駐車場の管理運営業務

ア 業務内容

中央駐車場、北駐車場、お花見広場横駐車場、自然生態園駐車場、自然活用ゾーン駐車場及び臨時駐車場の管理運営を行う。

イ 管理水準

中央駐車場、北駐車場、お花見広場横駐車場、自然生態園駐車場、自然活用ゾーン駐車場及び臨時駐車場について、利用者の需要に応じた駐車場の提供を行うとともに、安全に配慮した運営をすること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、繁忙期の公園周辺における渋滞や迷惑駐車等に関して、四国地方整備局及び関係地方公共団体と協議を行い、必要な対応を行うこと。
- ・ 混雑時や夜間等利用する場合において、適宜、誘導員の配置等を行い、利用者の安全性を確保すること。

(5) 国有施設リストの整理業務

ア 業務内容

本公園内における国有施設の現況を国有施設リストにおいて整理する。

イ 管理水準

巡視、点検や事故防止対策などに活用できるよう国有施設リストに現況その他参考となる情報を整理すること。

ウ 実施方法

(ア) 随時更新

- ・ 四国地方整備局又は運営権者が、国有施設に対して、建築確認申請を伴う増改築や建替え等の更新投資を実施した場合は、運営権者は、その結果を国有施設リストに反映すること。

(イ) 定期更新

- ・ 四国地方整備局が、国有施設の健全度調査を実施した際に、運営権者は、当該健全度調査の結果を踏まえて、国有施設リストを更新すること。なお、健全度調査は、5年に1回、若しくは10年に1回程度の頻度で実施する

ことを想定している。

(6) 四国地方整備局が行う事務・事業への協力等

ア 業務内容

四国地方整備局が行う事務・事業への参加・協力を行う。

イ 管理水準

四国地方整備局が事務・事業を行う場合、円滑かつ臨機応変に対応すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、四国地方整備局が実施又は要請する行催事、要人案内、視察、式典等への参加・協力を要請された場合、又は四国地方整備局が別途発注する工事又は業務との調整・協力を要請された場合は、当該要請に従い必要な対応を行うこと。ただし、これに伴う費用負担が大幅に増加する場合は、四国地方整備局及び運営権者は、要求水準の変更（サービス対価の変更を含む。）について協議するものとする。
- ・ 運営権者は、会計検査院の实地検査を受ける場合や、同院から直接又は四国地方整備局を通じて、資料等の提出や質問への対応を求められた場合には、これに適切に対応すること。

(7) 公園協議会（仮称）への参加

ア 業務内容

公園協議会（仮称）に参加する。

イ 管理水準

公園協議会（仮称）に積極的に参加し、マネジメントビジョン 2050 の実現に貢献すること。

ウ 実施方法

- ・ 四国地方整備局は、マネジメントビジョン 2050 の実現状況をフォローアップするために、四国地方整備局、運営権者、地方公共団体等を構成員とする公園協議会（仮称）の設立を予定しているため、運営権者は、これに構成員として参加すること。
- ・ 運営権者は、公園協議会（仮称）において、事業計画の内容や公園の運営状況について説明を行うとともに、各構成員と連携した施策を提案・実施するなど、マネジメントビジョン 2050 の実現に向けて積極的な取組を行うこと。

(8) 次期事業等への本事業の引継ぎ

ア 業務内容

次期事業等に向けて、本事業の引継ぎを行う。

イ 管理水準

次期事業等の開始に不都合が生じないように、本事業を円滑に引き継ぐこと。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、四国地方整備局又は四国地方整備局が指定する第三者に対して、本事業を円滑に引き継げるように、以下の引継事項を参考として、運営期間中から四国地方整備局と必要な引継事項の協議を行い、事業終了時に円滑な引継ぎを行うこと。

項目	引継事項
マネジメント業務	・利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、安全管理業務に係るマニュアル、緊急連絡体制 等
企画運営業務	・イベント実施等に係る地域との協力関係 ・ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティアと連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等 ・マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページのドメイン及びシステム管理方法 等
維持点検業務	・施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、建物や関連設備の鍵の場所、施設・設備の使用及び維持修繕を行う上において留意が必要な事項、清掃記録 等
更新修繕業務	・事業終了時の状態の達成状況、各種設計図書 等
動植物管理	・芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
利用サービス提供	・施設・物品等の譲渡又は処分 等
イベントの企画・運営・誘致	・主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
四国地方整備局への提出資料	・設置管理許可、占用許可及び行為の許可に係る申請及び許可の記録 等
その他	・近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録、遺失物の届出、通常実施すべき業務において完了していない事項 等、その他四国地方整備局が指示する資料

第4. 企画運営業務

1. 目的

公園利用の促進のための企画や広報、利用者の安全性・快適性の確保のための利用対応・巡視、公園の活性化のためのボランティアの活動支援等を行う。

2. 業務区分

運営権者は、企画運営業務として、以下の業務を行う。

- (1) 主催イベント等企画運営業務
- (2) 広報業務
- (3) 利用指導業務
- (4) 利用受付業務
- (5) 園内巡視業務
- (6) 公園ボランティア活動支援業務
- (7) 動物管理業務

3. 各業務の要求水準

(1) 主催イベント等企画運営業務

ア 業務内容

主催イベント及び利用プログラムの企画立案及び開催・運営を行う。

イ 管理水準

利用者のニーズを踏まえ、本公園の魅力向上や地域の活性化につながるイベントや利用プログラムを企画立案し、開催・運営すること。

ウ 実施方法

- ・ 主催イベント及び利用プログラムについて、四国地方整備局と協議の上で企画立案し、開催すること。
- ・ 運営権者は、主催イベント及び利用プログラムの開催にあたり、四国地方整備局の承認を得た上で、開催の継続や開催内容の充実等を目的として、参加費を参加者より徴収することができるものとする。
- ・ 運営権者は、主催イベント及び利用プログラムの開催結果（内容、参加人数、参加者満足度、開催経費等）を整理し、四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、自らの責任において十分な安全対策・事故防止対策を講じること。

(2) 広報業務

ア 業務内容

ホームページ等、様々な情報ツールを活用して、広報を行う。

イ 管理水準

様々な広報活動を通じて、公園の利用促進を図るとともに、本公園を含む周辺地

域の情報発信を行い、地域の活性化を促すこと。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、ホームページを更新し、以下を含む、本公園の基本情報を随時発信すること。
 - 開園日及び開園時間（臨時閉園の情報を含む）
 - 入園料金及び駐車場料金
 - イベント利用規則（イベント手数料の情報を含む）
 - 園内の制限行為
 - 園内マップ、主要施設、主要イベント等
- ・ 運営権者は、その他、様々な情報ツール（チラシ、ポスター、園内マップ、SNS等）を活用し、本公園の利用に関する案内とともに、周辺自治体等と連携し、周辺地域の観光情報等を紹介し、地域の魅力も合わせて情報発信を行うこと。
- ・ 運営権者は、本公園のロゴ等を新たに作成し、広告媒体等において使用する場合は、利用者の混乱等招かないように、統一感のあるデザインとすること。
- ・ 運営権者は、既存のマスコットキャラクターのドラ夢の継続使用を基本とすること。
- ・ 運営権者は、ホームページ等、様々な情報ツールのメンテナンスを適切に行い、セキュリティの確保、情報漏洩の防止を徹底すること。
- ・ 運営権者は、情報（掲載する文章、図面、写真及び音楽）における、著作権等の知的所有権に配慮し、他人の著作物を本公園ホームページに掲載する場合には、著作権者の使用許可を得ること。
- ・ 運営権者は、本公園の基本情報に関するパンフレット、園内マップ等を作成した場合は、四国地方整備局が自由に使用できるように、その電子データ等を無償で提供すること。
- ・ 運営権者は、テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、適切に対応・協力を行うこと。

(3) 利用指導業務

ア 業務内容

定期的に巡視等を行い、施設の危険な利用や迷惑行為等に対して、是正指導を行う。

イ 管理水準

利用者への指導により、安全かつ快適な利用環境を確保すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、通常巡視等により施設の危険な利用や迷惑行為等が行われていないか監視するとともに、それらの行為を発見した場合は、適切な指導を行

うこと。

- ・ 運営権者は、園内の制限行為に従わない者、他の利用者に著しく迷惑をかける者等については、施設の利用を禁じる、又は本公園から退園を命じる等、必要な措置を講じ、四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、利用者へ、スズメバチ、マムシ及びうるし等有害生物に関する注意喚起等の指導を行うこと。

(4) 利用受付業務

ア 業務内容

利用者に対し、公園の利用案内、団体利用調整、拾得物・残置物の対応等を行う。

イ 管理水準

利用者への迅速かつ丁寧な対応により、快適な利用環境を確保するとともに、継続してサービスの向上を図ること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、利用者からの本公園に関する基本情報（園内の概要、見頃の花、イベント等）に関する問合せに対応すること。
- ・ 運営権者は、案内所による対面での対応に加え、電話、メール等の問合せにも対応すること。
- ・ 運営権者は、利用者等からの苦情について、誠意を持って迅速に対応すること。また、その内容を記録するとともに、運営等の見直しに反映すること。
- ・ 運営権者は、障害者や高齢者等の要配慮者が本公園を円滑に利用できるように利用受付時に必要な補助を行うこと。
- ・ 運営権者は、団体による広場使用等について、調整を行うこと。
- ・ 運営権者は、拾得物・残置物は適切に保管・記録し、原則として所轄の警察署に届けること。なお、運営権者及び職員等は、遺失物法（平成 17 年法律第 73 号）に規定する報労金を受け取る権利及び拾得物に係る一切の権利を放棄するものとする。

(5) 園内巡視業務

ア 業務内容

事故を未然に防ぎ、利用者の安全を確保するため、定期的に園内を巡視する。また、不具合を発見した際は、必要な措置を行う。

イ 管理水準

定期的に園内巡視を行い、利用者の安全及び快適な利用環境を確保すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、園内巡視（通常時、繁忙日、休園日、異常時等）を行い、施設

の安全面、衛生面、機能面で支障が生じていないか状況把握に努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を講じること。

- ・ 運営権者は、不具合等の発見・措置の内容を記録すること。

(6) ボランティアの活動支援業務

ア 業務内容

ボランティア団体が円滑に活動できるよう支援する。

イ 管理水準

ボランティア団体のニーズに応じた多様な活動機会を提供し、ボランティア活動を促進すること。

ウ 実施方法

運営権者は、ボランティア団体の活動内容を把握し、既存団体については、継続的に活動できるよう支援しつつ、新規団体については、活動の着手にあたっての支援を行うこと。なお、既存団体の活動概要は以下のとおり。

既存団体	活動概要
まんのう公園インタープリター・ボランティアの会	・利用者へのインタープリテーション ・公園内（自然生態園・さぬきの森）の自然環境保全
かりん夢クラブ	・公園内の体験教室（木工教室、陶芸教室、パン・ピザ教室等）の指導
まんのう公園ガーデニングクラブ	・公園内の花壇及び植物の手入れ作業 ・植物に関するイベントの補助
国営讃岐まんのう公園さぬきの森の会	・森林整備（伐採・下草刈り等）作業 ・森林体験イベントの指導

- ・ 運営権者は、ボランティア団体の登録及び登録の抹消を行うこと。
- ・ 運営権者は、ボランティア団体の活動内容を踏まえ、活動費を支給すること。また、必要に応じて、活動に必要な物品を貸与するとともに、必要な燃料を支給すること。
- ・ 運営権者は、必要に応じて、ボランティア活動に対する保険に加入すること。
- ・ 運営権者は、ボランティア団体が実施する以下の取組への支援を行うこと。
 - 自然生態園・さぬきの森全体の年間活動計画の作成
 - ガイドウォークや樹林整備活動体験及び樹林整備技術者の研修会の実施
 - 自然生態展示館における、四季を通じた里山の紹介や伝承技術の体験等を目的とした展示
- ・ 運営権者は、ボランティア団体への活動支援にあたり、必要に応じて、四国

地方整備局との協議を行い、各ボランティア団体への中立性を確保しつつ、丁寧なコミュニケーションを行うように努めること。

(7) 動物管理業務

ア 業務内容

運営権者は別紙 3 に示す「管理動物一覧」に対して、その生態等を理解し、飼養し、利用者に対して展示を行う。

イ 管理水準

適切な動物管理により、健康な動物本来の姿を本公園にふさわしい形で展示すること。なお、寿命又は事故等運営権者の責に帰すべき事由によらない管理動物の死亡については、要求水準の未達成には該当しない。

ウ 実施方法

- ・ 飼育場及び管理動物は常に清潔に保つこと。
- ・ 管理動物の体調が悪化した場合は、必要に応じて獣医師の診察を受け、重大な疾患が見受けられた場合は、四国地方整備局に報告すること。
- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病発生時には、関係機関の指導に基づき、適切な防疫対策を実施すること。
- ・ 管理動物が死亡した場合、又は、四国地方整備局の指示により新たな管理動物を飼育する場合は、四国地方整備局及び運営権者は、要求水準の変更について協議するものとする。

第5. 維持点検業務

1. 目的

本公園の国有施設について、その機能を維持し、質の高いサービスを提供できるようにすることを目的として、維持点検等を行う。

2. 業務区分

運営権者は、維持点検業務として、以下の業務を行う。

- (1) 建物維持点検業務
- (2) 建物設備維持点検業務
- (3) 園路広場維持点検業務
- (4) 遊具維持点検業務
- (5) 電気設備維持点検業務
- (6) 汚水・排水施設点検業務
- (7) 給水施設維持点検業務
- (8) 水景施設等維持点検業務
- (9) その他設備維持点検業務
- (10) 清掃業務

3. 各業務の要求水準

(1) 建物維持点検業務

ア 業務内容

別紙 4 に示す建物の維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 4 に示す建物の機能を安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的に巡回点検を行い、破損箇所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。
- ・ 運営権者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に基づく定期点検を行い、点検結果を四国地方整備局に報告すること。

(2) 建物設備維持点検業務

ア 業務内容

別紙 5 に示す建物設備について、維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 5 に示す建物設備の機能を安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的に巡回点検を行い、破損箇所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。
- ・ 運営権者は、建物設備の保守点検を行い、異常が認められた場合は、利用者の安全確保のため応急措置を講じること。

(3) 園路広場維持点検業務

ア 業務内容

園路広場、駐車場、舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、維持点検を行う。

イ 管理水準

園路広場、駐車場、舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等の機能を安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的に巡回点検を行い、破損箇所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。

(4) 遊具維持点検業務

ア 業務内容

別紙 6 に示す遊具について、維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 6 に示す遊具について、安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的に巡回点検を行い、破損箇所・不具合の早期発見及び保守を適切に行うこと。
- ・ 運営権者は、遊具について 1 年に 1 回以上の頻度で、都市公園法施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づく定期点検を行うこと。
- ・ 運営権者は、定期点検は（社）日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」を参考として実施し、異常が認められた場合は、速やかに使用禁止措置等異常箇所の処理を行うとともに、迅速に四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、本公園において遊具に関わる事故が発生した場合又は他の公園において類似遊具の事故が発生した場合には臨時点検を行うこと。

(5) 電気設備維持点検業務

ア 業務内容

別紙 7 に示す電気設備について、維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 7 に示す電気設備の機能を常に安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的に運転状況、計器の異常の有無等の点検を行うこと。
- ・ 運営権者は、電気設備の保守点検を実施し、異常が認められた場合は、点検結果を四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、落雷があった場合又は管理事務所内の警報装置が作動した場合には、異常の確認及びその原因の究明を行うとともに、必要な復旧作業等を行い速やかな機能回復を図ること。

(6) 汚水・排水施設維持点検業務

ア 業務内容

別紙 8 に示す汚水・排水施設について、維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 8 に示す汚水・排水施設の機能を安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的な運転状況、計器の異常の有無等の点検を行うこと。
- ・ 運営権者は、公園内にある雨水処理設備に対して、保守点検を実施し、異常が認められた場合は、点検結果を四国地方整備局に報告すること。
- ・ 台風や大雨が予想される場合は、運営権者は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じること。繁忙期においては、汚水・排水施設の稼働状況を確認するとともに、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。

(7) 給水施設維持点検業務

ア 業務内容

別紙 9 に示す給水施設について、維持点検・水質管理を行う。

イ 管理水準

別紙 9 に示す給水施設の機能を常に安全かつ良好な状態に維持できるよう点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、日常的な運転状況、計器の異常の有無等の点検を行うこと。
- ・ 運営権者は、定期的に公園内全施設の水道メーターの計測を行い、異常な使用量となっていないか確認すること。
- ・ 運営権者は、定期的に残留塩素濃度の計測を実施し、基準を満たしていない場合は、適切な措置を講じること。

(8) 水景施設等維持点検業務

ア 業務内容

別紙 10 に示す水景施設等について、維持点検・水質管理を行う。

イ 管理水準

別紙 10 に示す水景施設等が安全かつ良好に利用できる状態に維持すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、ポンプ設備、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等を適宜行うこと。
- ・ 運営権者は、親水施設については、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成 19 年 5 月 28 日健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知）を参考とし、7 月と 8 月は下表の水質を保つものとする。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH 値 5.8 以上 8.6 以下	毎月 1 回以上
濁度	2 度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L 以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml 以下	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L 以上 (1.0mg/L 以下が望ましい)	毎日午前中 1 回以上 及び午後 2 回以上
総トリハロメタン	0.2mg/L 以下が望ましい	毎年 1 回以上

(9) その他施設維持点検業務

ア 業務内容

別紙 11 に示す循環ポンプ及びその他施設について、維持点検を行う。

イ 管理水準

別紙 11 に示す循環ポンプ及びその他施設の機能を安全かつ良好な状態に維持できるように点検すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、循環ポンプの保守点検を実施し、異常が認められた場合は、点検結果を四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、通常作動していない循環ポンプについても、年 1 回以上は運転を行い、稼働状況を確認すること。
- ・ 放送設備、電話設備、リサイクルセンター、展示設備等について、日常的な運転状況、計器の異常の有無等の点検を実施すること。また、必要な保守点検を実施し、異常が認められた場合は、点検結果を四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、防災上の観点から必要な園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視等による点検を年 1 回以上行うこと。

(10) 清掃業務

ア 業務内容

公園施設について、清掃を行う。

イ 管理水準

公園施設について、利用者に不快感を与えないよう快適かつ衛生的な環境を維持すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、公園施設において、適切な頻度と方法により日常清掃を実施すること。
- ・ 運営権者は、別紙 12 に示す建物について、表面洗浄を伴う床面シートの清掃のほか、タイルや絨毯、窓、網戸等を対象とした定期清掃を行うこと。
- ・ また、運営権者は、別紙 12 に示す池・水遊び場については、高圧洗浄機等を使用した定期清掃を行うこと。
- ・ 運営権者は、本公園内で発生したごみ（落ち葉・枯れ枝含む）は、自治体の分別区分に従って分別を行い、所定の集積場に運搬すること。
- ・ 運営権者は、降雪時に、本公園の機能を維持するために、建物の玄関周り、出入口周り、園路等において、除雪を行うこと。
- ・ 運営権者は、本事業に伴う産業廃棄物を適正に処理すること。
- ・ 運営権者は、ごみ処分に係る費用を負担すること。

第6. 更新修繕業務

1. 目的

本公園の国有施設について、その機能を維持し、質の高いサービスを提供することを目的として、更新修繕を行う。

2. 業務区分

運営権者は、更新修繕業務として、以下の業務を行う。

- (1) 計画更新修繕業務
- (2) 小規模更新修繕業務

3. 各業務の要求水準

(1) 計画更新修繕業務

ア 業務内容

別紙 13 に示す計画更新修繕対象施設について、当該施設のリニューアルや運営期間中における計画的な更新修繕を行う。

イ 管理水準

- ・ 別紙 13 に示す計画更新修繕対象施設をリニューアルするとともに、運営期間中、健全なサービス提供が行える状態を維持する。
- ・ 事業終了日において、対象施設の撤去や引き渡し等を適切に行う。

ウ 実施方法

別紙 13 に示す計画更新修繕の実施方法に基づき、計画更新修繕を実施すること。

(2) 小規模更新修繕業務

ア 業務内容

小規模更新修繕対象施設について、運営期間中における小規模な更新修繕を行う。

イ 管理水準

運営期間中の小規模更新修繕対象施設の安全性や機能等を維持すること。

ウ 実施方法

(ア) 計画書の策定

- ・ 運営権者は、小規模更新修繕対象施設の安全性や劣化状況等を把握した上で、毎年度、計画書を策定し四国地方整備局の承認を得なければならない。
- ・ 運営権者は、計画書に対象施設及び小規模更新修繕の内容・見積金額等を明記するものとする。
- ・ 当該見積金額は、別紙 14 に示す修繕実績の金額に相当する程度とするこ

と。

(イ) 小規模更新修繕の実施

- ・ 運営権者は、計画書に従い小規模更新修繕を実施する。

(ウ) 小規模更新修繕の実績報告

- ・ 運営権者は、毎年度、小規模更新修繕の実績（実支出額を含む。）を四国地方整備局に報告しなければならない。

(エ) 小規模更新修繕対象施設の帰属

- ・ 運営権者が小規模更新修繕を行った施設は、原則、国有施設として整理し運営権者が運営等を行うものとする。

エ 補足事項

四国地方整備局は、小規模更新修繕対象施設について、更新投資が必要であると判断したときは、運営権者の了解を得た上で、更新修繕を行う場合がある。

第7. 植物管理業務

1. 目的

各植物の特性と生態系に配慮した適切な生育・生育環境を保ち、本公園内の植物が常に良好な状態にあるよう、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、灌水、樹木の剪定等を行う。特に、草花は、集客性を踏まえた適切な修景及び管理を行う。

2. 業務区分

運営権者は、植栽管理業務として、以下の業務を行う。

- (1) 芝生管理業務
- (2) 中低木管理業務
- (3) 高木管理業務
- (4) 林地管理業務
- (5) 草地管理業務
- (6) 花壇管理業務
- (7) 花畑管理業務
- (8) 草花管理業務
- (9) 特殊管理業務

3. 各業務に共通の実施条件

- ・ 運営権者は、植栽の管理にあたっては、適切な時期や方法を選び、施肥、剪定、刈り込み、草刈り、花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を実施すること。
- ・ 運営権者の提案により、当初の形状を変更しようとする場合には、運営権者は、四国地方整備局と協議を行い、原状回復等の対応について取り決めるものとする。
- ・ 運営権者は、公園の樹木（高木・中低木）の健全な育成を図りつつ、本公園の樹木を起因とした事故等を未然に防止し、利用者等の安全・安心を確保するため、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成 29 年 9 月国土交通省）」を参考に、樹木の点検・診断を実施すること。
- ・ 運営権者は、植栽の病虫害の対応は、できる限り薬剤の使用を避け、やむを得ず使用する場合は、利用者の安全確保に配慮すること。

4. 各業務の要求水準

(1) 芝生管理業務

ア 業務内容

別紙 15 に示す範囲において、芝生管理を行う。

イ 管理水準

ランク	管理水準
A	子どもの遊びの利用、ピクニックシートを敷いて快適に休憩利用ができる芝生を維持すること

ランク	管理水準
B	利用者が不快にならない程度に美観を維持すること

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、各ランクに応じた管理水準を満たすよう芝刈工、除草工、施肥工、病虫害防除工を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、A、Bいずれのランクにおいても年1回以上の芝刈りを実施すること。
- ・ 運営権者は、芝生管理区域について、公園利用の観点から必要と判断した場合は、四国地方整備局の承認を得た上で、舗装や人工芝等に仕上げ材料を変更することができる。

(2) 中低木管理業務

ア 業務内容

別紙16に示す範囲において、中低木管理を行う。

イ 管理水準

花修景としての景観を維持するための剪定や樹形の管理、園路と広場を分離するような遮蔽機能を維持するための剪定や樹形の管理、既存木や法面等の保全をするため維持等、それぞれの中低木の機能を発揮・維持できるようにすること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、剪定工、ハギ刈取工、除草工、捕植工、病虫害防除等を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、刈り取った枝葉やハギ等は公園利用の影響がない箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、寄植等の周辺はきれいに清掃すること。

(3) 高木管理業務

ア 業務内容

別紙17に示す範囲において、高木管理を行う。

イ 管理水準

樹木の倒伏、落枝による事故が生じないように、また、歩行者や車両の通行等に支障が生じないように高木を維持すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、剪定工、松仕立て物剪定工、ヤゴ取り工、施肥工、病虫害防除、枯損木撤去、高木巡回等を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、剪定した枝葉については、公園利用の影響がない箇所に運搬集

積し、速やかに処理するとともに、樹木周辺をきれいに清掃すること。

- ・ 運営権者は、本公園の景観維持及び樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、四国地方整備局に報告すること。
- ・ 運営権者は、園路、車道、サイクリングコース沿いの高木、休憩に利用する緑陰樹など利用者に近い位置にある高木については、安全確保の為に必要となる、支障枝、枯枝、ナラ枯れ、松枯れした樹木を適切に除去すること。
- ・ 運営権者は、広場の添景木、並木、シンボルツリーなど本公園の景観づくりへの配慮が求められる樹木については、安全確保等の特別な理由を除いて本来の樹形を著しく損なう強剪定は実施しないこと。

(4) 林地管理業務

ア 業務内容

別紙 18 に示す範囲において、林地管理を行う。

イ 管理水準

園路の周辺等の利用範囲について、下草刈り、枯損木の伐採等の管理を行い、林内利用ができる明るい樹林地を保つこと。

ウ 実施方法

- ・ 四国地方整備局が残すよう指示した樹木及び草花類がある場合は、運営権者は、刈り取らないよう注意して施工すること。
- ・ 運営権者は、水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む場合は、刈込みの範囲や留意事項等について四国地方整備局の指示に従うこと。
- ・ 運営権者は、除草後の刈草や切断した樹木を利用者から見えない適切な箇所に運搬・堆積し、速やかに処理するとともに、跡地はきれいに清掃すること。

(5) 草地管理業務

ア 業務内容

別紙 19 に示す範囲において、草地管理を行う。

イ 管理水準

利用者に不快感を与えないように景観を維持すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、草地の刈り取りを適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、草地内にあるごみ、空き缶等障害物は取り除くこと。
- ・ 運営権者は、案内板、消火栓、電話ボックス等の施設が利用者によく見えるよう特に注意して刈り取ること。
- ・ 除草の施工方法及び施工箇所については、運営権者は、必要に応じてボランティア団体から貴重種の保存上注意すべき事項等の助言を得た上で決定す

ること。

- ・ 運営権者は、刈草については、利用者から見えない適切な箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃すること。

(6) 花壇管理業務

ア 業務内容

別紙 18 に示す範囲において、花壇管理を行う。

イ 管理水準

利用者を出迎える花修景として、年間を通して花見頃となるように管理すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、除草工、施肥工、巡回工、病虫害防除、花がら摘み、切り戻し、摘心、除草、誘因、枯葉除去等を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、植え替えのため取り除く花は伐根撤去とし、根に付着した土は取り除くこと。
- ・ 運営権者は、抜き取った草花については、利用者から見えない適切な場所へ運搬・集積すること。

(7) 花畑管理業務

ア 業務内容

別紙 18 に示す範囲において、花畑管理を行う。

イ 管理水準

本公園のシンボルとなるような四季折々の花の演出を行うこと。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、花苗、球根の植えつけの際のデザインについては、本公園を象徴する花修景に努めること。
- ・ 運営権者は、耕耘工、除草工、刈込工、灌水工等を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、魅力的な花修景を維持するために、花がら摘み、切り戻し、摘心、除草、誘引、支柱設置、枯葉除去、落ち葉撤去、土壌改良剤散布などの必要な管理作業を実施すること。

(8) 草花管理業務

ア 業務内容

別紙 20 に示す範囲において、草花管理を行う。

イ 管理水準

花畑や花壇の植栽と連動し、年間を通して鑑賞できるよう管理すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、除草工、施肥工、刈払工、病虫害防除等を適切に実施すること。
- ・ 運営権者は、人力による抜根除草とし、根に付着した土を除いた後、利用者から見えない適切な箇所に運搬処分すること。

(9) 特殊管理業務

ア 業務内容

芝生管理、中低木管理、高木管理等の植栽管理にて発生する植物性発生材において、可能な範囲で特殊管理を行う。なお、当該管理が非効率となる場合は対象外とする。

イ 管理水準

本公園内で発生した植物性発生材については、可能な範囲でリサイクルすること。

水生植物管理工においては、水生植物の生育状況に応じた管理を行い、池の生物多様性の保全に努めること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、堆肥づくりについては、落葉や芝刈屑、チップ等を原材料として植栽地の土壌改良等を目的として行うこと。
- ・ 運営権者は、堆肥として良好な材料となるよう堆肥製造過程における温度管理や水分管理、熟成期間等の管理基準や切り返し方法、使用機械について留意すること。
- ・ 運営権者は、植栽地のマルチング材、園路、遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等として使用するために、チップづくりを行うこと。使用目的に沿った適切な材料となるよう粒度や形状等の品質基準や使用目的、使用機械に留意すること。
- ・ 希少植物については、専門的な調査は要しないが、巡視等によりその生育状況を把握し、保全状況に懸念がある場合には四国地方整備局に報告すること。

第8. 利用サービス提供

1. 目的

本公園の利便性や魅力を高めるために、多種多様な利用サービスを提供する。

運営権者は、ノウハウや資金を最大限に活用し、利用者のニーズを捉えたサービス向上を図るとともに、豊富な収益機会を活かして持続的な公園経営を目指すものとする。

2. サービス区分

運営権者は、以下の利用サービスの提供を行う。

- (1) 園内移動サービス
- (2) 飲食サービス
- (3) 物販サービス
- (4) 宿泊サービス
- (5) アクティビティサービス
- (6) その他附随的サービス

3. 各サービスに共通の実施条件

(1) 既存の国有施設の管理

運営権者は、利用サービスの提供にあたり、既存の国有施設を管理しようとするときは、四国地方整備局の管理許可を得ること。四国地方整備局は、原則、事業計画書と整合した管理許可の申請については許可する。

また、運営権者は、管理許可の申請にあたり、利用者の安全確保に配慮し、以下の事項を記載した管理運営要領を作成し、四国地方整備局に提出すること。

- ア 管理内容（サービス内容、提供場所、価格、営業日時等）
- イ 管理体制（閑散期、通常期、繁忙期の職員体制等）
- ウ 連絡体制（平常時及び緊急時）
- エ 救急対応
- オ 安全衛生管理計画（安全管理、衛生管理、事故予防、点検、検査の方法等）
- カ 緊急時対応
- キ 収支計画
- ク 更新投資計画
- ケ その他サービス提供にあたり必要な事項

(2) 既存の国有施設への更新投資

運営権者は、利用サービスの提供にあたり、国有施設において、要求水準を充足する限り、自らの判断で、更新投資を行うことができる。

ただし、運営権者は、小規模更新修繕対象施設について、建築確認申請が必要となる増改築をしようとするとき、又は国有施設を撤去し再整備しようとするときは、当該施設の設計図書を作成し、四国地方整備局に提出の上、承認を得ること。

(3) 運営権者の所有資産の更新投資（施設の新設等）

運営権者は、利用サービスの提供にあたり、運営権者の所有資産について、要求水準を充足する限り、自らの判断で、更新投資を行うことができる。

ただし、運営権者は、施設を新設するときは、当該施設の設計図書及び管理運営要領を作成し、四国地方整備局に提出の上、設置管理許可を得ること。

(4) 土地造成等を伴う更新投資

運営権者は、土地造成や既存木の伐採、既存のインフラへの接続工事等を伴う更新投資を行うときは、本公園の自然環境や景観の保護等に配慮するものとし、四国地方整備局と綿密な協議・調整を行うこと。

(5) 利用サービスの営業日時及び価格の設定

運営権者は、原則として、自由に利用サービスの営業日時や価格を設定できるものとする。

(6) 収益の帰属

利用サービスの提供から得られる収益は、原則として、運営権者の収益としなければならないが、コンソーシアム構成員の収益とする場合は、当該収益を四国地方整備局に報告し、本事業の透明性を確保すること。

4. 各サービスの要求水準

(1) 園内移動サービス

ア サービス内容

利用者が広い園内を快適かつ円滑に移動できるように、移動手段を提供する。

イ サービス水準

- ・ 利用者のニーズに対応した移動手段を提供すること。
- ・ 少なくとも1種類は、多くの利用者が利用できる廉価な移動手段を用意すること。（廉価な移動手段を用意した上で、別途、ニーズに応じた高価な移動手段を提供することは可能。）

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、園内移動サービスに対するニーズ（利用者数・利用者層・移動方法・移動経路等）を考慮した上で、効果的な移動手段を導入すること。
- ・ 運営権者は、歩行者や車との接触が起こりにくい動線を計画すること。
- ・ 運営権者は、繁忙期等のシーズンに応じて、適宜、運行本数等を調整すること。

(2) 飲食サービス

ア サービス内容

利用者に落ち着いて飲食ができるスペースや食事等を提供する。

イ サービス水準

- ・ 本公園内において少なくとも1箇所以上、屋内で落ち着いて食事ができるスペースを確保すること。
- ・ 多くの利用者が利用できる廉価な食事を用意すること。(廉価な食事を用意した上で、別途、ニーズに応じた高価な食事を提供することは可能。)

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、繁忙期等のシーズンに応じて、仮設型スペースの増設等も含めて、席数や供給能力を調整し、過度な混雑や供給不足が生じないようにすること。
- ・ 運営権者は、ユニバーサルデザインやアレルギー表示等に配慮し、多くの人にとって利用しやすいサービスとすること。
- ・ 運営権者は、食中毒等の発生時に備え、迅速かつ適切な対応が取れる管理体制を構築すること。
- ・ 運営権者は、食中毒等の発生した場合、直ちに四国地方整備局に報告するとともに、四国地方整備局の指示に従い、迅速かつ適切な対応を行うこと。

(3) 物販サービス

ア サービス内容

利用者に飲料、軽食、土産等の公園利用に資する物品を販売する。

イ サービス水準

- ・ 本公園内において少なくとも1箇所以上の物販スペースを確保すること。
(飲食サービスや宿泊サービス等と一体的に提供することも可)

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、利用者のニーズを適時適切に把握し、販売品目に反映すること。
- ・ 運営権者は、熱中症対策のため、本公園内の主要箇所において一般的な販売価格で飲料を販売すること。(自動販売機の設置でも可)

(4) 宿泊サービス

ア サービス内容

利用者に、園内での宿泊プランやアウトドア体験の機会を提供する。

イ サービス水準

- ・ 利用者のニーズに対応した宿泊プランを提供すること。

- ・ 利用者のアウトドア体験の機会を確保すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、宿泊サービスに対するニーズ（利用者数・利用者層・体験内容、価格帯等）に対応した、効果的な宿泊プランを提供すること。

(5) アクティビティサービス

ア サービス内容

利用者に、アクティビティの機会を提供する。

イ サービス水準

- ・ 多くの利用者が本公園の自然環境や広大な空間を活用した本公園ならではのアクティビティを体験する機会を提供すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、アクティビティサービスに対するニーズ（利用者数・利用者層・体験内容、価格帯等）を考慮した上で、アクティビティを導入すること。

(6) その他附帯的サービス

ア サービス内容

運営権者は、自らの提案により、グッズ販売やクラウドファンディング等を活用した附帯的サービスを提供することができる。

イ サービス水準

- ・ 各種の附帯的サービスを提供する場合は、本公園のイメージを損なわず、利用促進に寄与するサービスとすること。。

ウ 実施方法

(ア) グッズ販売

- ・ 本公園のマスコットキャラクター（ドラ夢）を使用したグッズ等を販売する場合、運営権者は四国地方整備局の承認を得ること。

(イ) クラウドファンディング

- ・ クラウドファンディングを行う場合、運営権者は、支援金の使途を明確にした募集を行い、支援者及び四国地方整備局に対して、透明性の高い収支報告を行うこと。

(ウ) 本公園の愛称の設定

- ・ 本公園の愛称を設定する場合、運営権者は四国地方整備局の承認を得ること。
- ・ 愛称は、利用者にとってより親しみやすい公園となることを目的とする

もので、企業名・商品名等を含まないものとする。

- ・ 本公園（国営讃岐まんのう公園）の名称変更は認めないため、愛称を併用することで混乱が生じないように留意すること。

(エ) ゾーンや施設の名称変更（命名）

- ・ 本公園のゾーンや施設等の名称を変更する場合、運営権者は、原則として、自らの裁量で行うことができるが、親しみやすさや呼びやすさに配慮した名称とすること。
- ・ 「ドラ夢ドーム」の名称を変更する場合、運営権者は四国地方整備局の承認を得ること。
- ・ 運営権者は、名称変更の際し、利用上の支障が生じない水準で主要な園内マップやサインの表記を更新すること。また、事業終了時において、四国地方整備局の求めに応じて表記を元に戻すとともに、これに伴う費用は全て運営権者が負担すること。

(オ) 企業名等の掲出

- ・ 運営権者は、利用サービス提供やイベント実施にあたり、サービス提供者やイベント実施者、協賛者等の名称及びロゴマーク等を表示できる。

(カ) 公園ホームページでの販売

- ・ 運営権者は、公園ホームページにおいて、本公園のグッズや地域の特産品等を販売することができる。ただし、本公園と関連性のない商品を販売することはできない。

(キ) 公園ホームページでの広告掲載

- ・ 運営権者は、公園ホームページにおいて、地域の観光施設等の広告を掲載することができる。ただし、本公園と関連性のない広告を掲載することはできない。

(ク) コンテンツの作成・販売

- ・ 運営権者は、本公園の写真・映像等を使用し、本公園のイメージアップにつながるようなコンテンツを制作・公開・販売することができる。

第9. イベントの企画運営及び誘致

1. 目的

本公園の魅力向上や、地域活性化への貢献を目指し、運営権者及び持込イベント事業者による多種多様なイベントの開催を促進する。

2. サービス区分

運営権者は、イベントの企画運営及び誘致として、以下のサービス提供を行う。

- (1) イベントの企画・運営（自主イベント）
- (2) イベントの誘致・受付（持込イベント）

3. 各サービスの要求水準

(1) イベントの企画・運営（自主イベント）

ア サービス内容

運営権者が自主イベントを企画し、運営する。

イ サービス水準

本公園の利用促進や周辺地域の活性化に資する自主イベントを企画・運営すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、自らの資金とノウハウを活かして、多種多様な自主イベントを企画・運営すること。
- ・ 自主イベントから得られる収益は、原則として、運営権者の収益としなければならない。コンソーシアム構成員の収益とする場合は、当該収益を四国地方整備局に報告し、本事業の透明性を確保しなければならない。

(2) イベントの誘致・受付（持込イベント）

ア サービス内容

持込イベントの誘致や、持込イベントの開催申込の受付を行う。

イ サービス水準

- ・ 本公園の利用促進や地域活性化に資する持込イベントを誘致すること。
- ・ 持込イベントの受付に際し、公平・公正な利用調整や、イベント開催に向けたサポートを提供することで、持込イベントの円滑な開催を促進すること。

ウ 実施方法

- ・ 運営権者は、自らの資金とノウハウを活かして、多種多様な持込イベントを誘致すること。
- ・ 運営権者は、来場、電話、メール等により、持込イベント事業者からの申込を受け付けること。
- ・ 運営権者は、持込イベント事業者からの申込の受付、開催予定の確定・変更・

取消等の手続きは、書面等により行い、記録に残すこと。

- ・ 運営権者は、複数の申込（開催場所・日時等）が重複する場合、公平・公正な利用調整を行うこと。
- ・ 自主イベントの開催予定と持込イベント事業者からの申込（開催場所・日時等）が重複する場合は、運営権者は、適宜、四国地方整備局に必要な協議を行い、利用調整の中立性を確保すること。
- ・ 運営権者は、地方公共団体やボランティア団体については、適宜協議を行い、必要に応じて、イベント利用の優先枠を確保すること。

■優先枠の例

団体名	イベント内容	主な開催場所	時期
まんのう町	かりんまつり	竜頭の丘 (ドラ夢ドーム)	10 月頃
さぬきの森の会	森林体験イベント	さぬきの森	年数回開催

- ・ 一般利用者の制限を伴う大規模イベント等を受け付ける場合は、運営権者は、あらかじめ四国地方整備局と協議を行い、円滑な運営に努めること。